



5 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は感覚公害として日常生活と密接な関係があり、苦情の多くは工場、事業場と住居の混在等に起因していることから、発生源対策とともに、土地利用の適正化や規制地域の見直しを行います。

ア 騒音・振動対策

- 飲食店等の深夜騒音や拡声器騒音について、規制・指導の徹底を図るとともに、生活騒音については、県民のモラルやマナーの向上を図るため、各種の啓発を行います。
- 自動車の走行に伴う騒音・振動については、関係機関が連携を図り、交通流対策、緩衝緑地帯の整備、道路構造の改善など総合的な対策を推進します。
- 鉄道や航空機に係る騒音・振動については、実態調査に努め、関係機関と連携し、必要に応じて発生源対策や土地利用対策、民家等の防音対策に努めます。

イ 悪臭対策

- 発生源対策を指導するとともに、複合臭への対応が必要な地域については、悪臭物質の濃度規制にかえて嗅覚測定法による規制を導入します。
- 堆きゅう肥の土地還元等、家畜ふん尿の適正処理に係る指導を徹底します。